

困難な問題を抱える女性への支援調整会議

設置目的

困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために、行政の関係機関と民間団体等が、必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行う

- ① 困難な問題を抱える女性への支援が、早期から切れ目なく実施される体制づくりに関すること。
- ② 支援調整会議を構成する関係機関等の連携及び協力の推進に関すること。
- ③ 困難な問題を抱える女性に関する調査・研究及び広報・啓発活動の推進に関すること。
- ④ その他困難な問題を抱える女性に関する問題の解決のために必要と認める事項。

支援調整会議に位置付ける会議体

業務上最も関係の深い、下記会議を「困難な問題を抱える女性への支援調整会議」に位置付けるとともに、会議間の調整は「困難女性支援に関する庁内連絡会議」が担う。

- 重層的支援会議(福祉包括化推進会議)
- すずらん・ネット会議
- 配偶者等による暴力問題相談機関協議会
- ひきこもり支援協議会
- 地域ケア会議
- 障害者地域支援協議会
- 子ども若者支援地域協議会(青少年問題協議会・子どもの施策調整会議)
- 要保護児童対策地域協議会

【参考:国の基本方針】

・既存の会議体を活用することを妨げるものではない。
・地域ごとの実施状況や要保護児童対策地域協議会、DV対策地域協議会等の運用の状況をふまえ、効果的、効率的な設置、運用の在り方についてさらに検討を進めることとする。

困難女性支援に関する庁内連絡会議

設置目的

困難な問題を抱える女性に関する施策、新たな課題や支援調整会議運営の調整、検討・協議を行う。

構成員

区長	男女平等推進センター所長
副区長	福祉総務課長
総務部長	自立支援担当課長
福祉部長	高齢者福祉課長
健康部長	障害福祉課長
子ども家庭部長	生活福祉課長
教育部長	西部生活福祉課長
	保健予防課長
	健康推進課長
	長崎健康相談所長
	子ども若者課長
	子育て支援課長
	児童相談課長
	子ども家庭支援センター所長
	住宅・マンション課長
	指導課長
	教育センター所長
	社会福祉協議会事務局長

事務局:男女平等推進センター



必要に応じ連携

民間支援団体
関係機関

民生・児童委員
有識者 等